

議案第 28 号

丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について
丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 6 年 11 月 15 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市学校職員の服務に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 章 出勤、出張及び校外勤務等 (校外勤務) 第 6 条 校長又は職員は、出張によらないで、家庭訪問、現場実習指導その他職務に関する用務のために勤務場所を離れて勤務しようとするときは、用務の内容、日時及び場所を校外勤務簿に記入するものとし、職員にあっては校長の承認を受けなければならない。<u>ただし、校長が認めるときは、校外勤務簿への記入を省略することができる。</u></p>	<p>第 2 章 出勤、出張及び校外勤務等 (校外勤務) 第 6 条 校長又は職員は、出張によらないで、家庭訪問、現場実習指導その他職務に関する用務のために勤務場所を離れて勤務しようとするときは、用務の内容、日時及び場所を校外勤務簿に記入するものとし、職員にあっては校長の承認を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。